

仕 様 書

1 業務名

キャンペーンを活用した瀬戸内誘客促進事業

2 実施時期

契約締結の日～ 令和5年3月31日（金）

3 業務の目的

一般社団法人せとうち観光推進機構（以下「機構」という）は、瀬戸内を囲む7県（兵庫県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県）が合同して瀬戸内ブランドを確立し、地域経済活性化や豊かな地域社会実現を目的としている。

本事業の目的について、コンテンツの販売に繋がるようなプレゼントキャンペーンを企画した専用の特設ページを作成し、WEBやSNSを活用した情報発信・プロモーションを実施することで魅力あふれる「瀬戸内」の認知向上・イメージ定着を図り、本キャンペーンの促進によって瀬戸内域内への誘客及びリピートを含めた周遊旅行に繋げると共に、新たな旅行者の獲得及び瀬戸内地域の観光活性化を目指す。

4 業務内容

上記の目的を踏まえ、以下の業務を遂行すること。

(1) メインターゲット

ア 対象地域

今期実施事業である『『せとうちをつなぐ』魅力的なコンテンツ造成・流通環境整備事業（以下「コンテンツ造成事業」という）同様、瀬戸内域内および首都圏、関西圏、九州圏等の大都市の在住者を想定している。

ただし、コロナ禍の感染状況を鑑みながら、機構と協議の上決定する。

イ 嗜好

旅行に関心が高く、豊かな自然環境下での滞在や体験を好む、「密」にならない旅行を求めるユーザー。

ウ 形態

三密低減及び消費額向上、周遊促進などが見込める個人手配の家族旅行やシニア層による平日や連泊旅行を中心とする。

また、在日外国人及び高所得層も視野に入れることが望ましい。

(2) 基本業務

基本業務については、「ア WEB 広告配信」に比重を置いて遂行すること。

ア WEB 広告配信

特設ページに向けてリスティング広告及びバナー広告、SNS 広告などを駆使し、広く情報発信することで、特設ページへの流入及びキャンペーンの促進を図ること。

イ SNS の運用

「瀬戸内 Finder」の SNS アカウント（Facebook、Instagram のみに限る）を活用し、特設ページ及びコンテンツ、観光情報などについて情報発信を行い、キャンペーンの告知及び特設ページへの流入促進を図ること。

【参照】 Facebook アカウント：<https://www.facebook.com/SetouchiFinder>

Instagram アカウント：<https://www.instagram.com/setouchifinder/>

ウ キャンペーン特設ページの制作

(ア) 機構が所有する「瀬戸内 Finder」内に設けること。

(イ) 「コンテンツ造成事業」との連携を図るため、特設ページには OTA に掲載したコンテンツを紹介すると共に、OTA 掲載ページへの導線も併せて必ず設定すること。

(ウ) 令和 3 年度事業で制作した類似のキャンペーンページ（下記参照）を参考・活用しても構わない。

【参照】 <https://setouchifinder.com/ja/2022tyoisaki/>

(エ) 特設ページ内における瀬戸内旅行の写真投稿キャンペーンについて

キャンペーンの特設ページの「瀬戸内 Finder」の SNS アカウント（上記参照）において、条件を満たした応募者から抽選で瀬戸内の産品をプレゼントするキャンペーン（オープン懸賞）を実施する。

キャンペーンの実施にあたっては、告知は SNS による投稿に加え、特設ページにて周知すること。

a. 投稿テーマ

瀬戸内らしい宿及び温泉、自然、グルメ、体験など

b. 期間

7 月～11 月を目安とする。

ただし、緊急事態宣言が発令するなど、事業の目的が遂行できないと判断された場合は、事業内容の変更や中止の対応を取る場合がある。

c. キャンペーンの応募条件

(a) キャンペーン期間内に対象地域を訪れ、Facebook、Instagram のいずれかで写

真を投稿すること。写真の枚数は問わない

- (b) 指定するハッシュタグを付けること
- (c) テーマに沿った写真を投稿すること
- (d) 居住県外の宿泊を伴う旅行をすること
- (e) 特設ページ内の応募フォームから応募をすること

d. プレゼント内容

県を跨いだ移動を促進するために、プレゼントは県毎に用意し、応募者が宿泊・投稿した県の全てをプレゼントの対象とする。プレゼント内容は瀬戸内7県それぞれの地域産品を提案すること。

e. その他事務対応

プレゼントを当選者へ届けるために、必要な事務対応を実施すること。

(具体例) プレゼントの選定及び手配、発送対応

キャンペーン応募者の管理及び抽選、連絡対応 など

また、応募フォームに回答必須のアンケートを実装し、集計結果を取りまとめること。
アンケートの質問項目は以下のとおりとすること。

①年齢 ②性別 ③お住まいの県 ④旅行人数 ⑤旅行した日 ⑥旅行した県（複数回答）
⑦宿泊した県（複数回答） ⑧宿泊数 ⑨交通手段 ⑩交通費 ⑪宿泊費 ⑫現地消費額
⑬旅行の満足度（点数評価） ⑭投稿した SNS のアカウント名 ⑮連携事業の体験コンテンツに参加したか
⑯今後、連携事業の体験コンテンツに参加したいか

※ 「d. プレゼント内容」及び「e. その他事務対応」併せて予算は 100 万円（消費税及び地方消費税含む）とする。

(3) 報告業務

ア 月例報告

毎月3営業日までに、月単位の事業進捗状況と広告効果を計測した月例報告書を提出すること。

イ 年間報告書

委託期間の実施内容・効果検証や分析・考察・次年度以降の提案を含めた実施報告書を提出すること。成果物がある場合も同様に提出すること。

(ア) 提出物 事業実施報告書 2部および電子データ

(イ) 提出先 一般社団法人せとうち観光推進機構

(ウ) 提出期限 令和5年3月31日（金）

なお、報告書の提出にあたっては、事前に監督職員の承認を受けること。

5 目標

(1) アウトプット

ア 広告表示回数 7,285,000 回以上

イ 機構 SNS (Facebook、Instagram) でのリーチ数 各 10,000 回以上

(2) アウトカム

特設ページアクセス数 (広告クリック数) 36,400 回以上

なお、目安として以下の目標を定めることが望ましい。

ア 平均旅行消費額 (交通費除く) 36,000 円以上

イ キャンペーン抽選対象投稿件数 360 件以上

※¹ 平均旅行消費額 (交通費除く) は、アンケートからヒアリングし集計

※² 参考: 「じゃらん宿泊旅行調査 2020」より、2019 年度の瀬戸内 7 県における平均
宿泊費 + 平均現地消費額は 35,985 円

6 執行体制

上記業務の実施にあたって、機構に対して、サポートや総合的な助言を行うことが可能な体制を整えること。また、その実施体制については提案書に記載すること。

7 注意事項

(1) 情報セキュリティ対策

ア 情報セキュリティ上、問題を発生させる恐れのある機器及びソフトウェアを使用しないこと。

イ セキュリティ上の脅威が検知された場合に、機構へ速やかに連絡できる仕組みを構築すること。

ウ 当業務遂行にあたり収集した個人情報については、法律等の規定に基づき適切に管理すること。また、万が一漏洩等、事故が生じた際はすみやかに機構へ報告すること。

(2) 制作物に関して著作権並びに所有権は当機構に帰属するものとする。

(3) 期間内だけの誘客に留まらず、継続的に国内外の誘客に活かすことのできる事業内容を提案すること。

8 契約代金の支払い

契約代金の支払いに関しては、業務終了後の完了払いとする。また計画にあった項目が実施できなかった場合は、提出のあった見積書から、その費用を差し引いた額で変更契約することとする。

9 第三者委託の禁止

- (1) 本委託業務は、原則として第三者に委託させてはならない。ただし事前に文書により機構と協議し承認を得た事項については、第三者に委託して行うことができる。
- (2) 前項の規定にかかわらず、印刷業務等については、その性格上、専門の業者等に委託することを認めるものとする。ただし、委託内容については、文書により機構に事前に報告するものとする。

10 作成物に関する権利の帰属

本件委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

- (1) 本件委託により得られる著作物の著作権者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。また、受託者は本作品の制作に関与した者について著作権を主張せず、著作権者人格権についても行使させないことを約するものとする。
- (2) 本件に使用する映像、イラスト、写真、その他資料等について、第三者が権利を有するものを使用する場合には、使用の際、あらかじめ機構に通知するとともに、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、全て受託者が負うこと。
- (3) 上記(1)(2)の規定は、第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (4) その他、著作権等で疑義が生じた場合は、別途協議の上、決定する。

11 その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が発生した場合は、その都度、機構と協議の上処理すること。
- (2) 事業の実施にあたっては、関係法令を遵守し、適正に履行すること。
- (3) 機構は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名、契約種別、契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。

(一社) せとうち観光推進機構
担当： 穂本、田代
TEL：082-836-3217